

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年8月25日（平成28年（行情）諮問第514号）

答申日：平成28年9月29日（平成28年度（行情）答申第370号）

事件名：「達示「死刑確定者処遇規程の制定について」の一部改正について」  
（特定刑事施設）の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる8文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年5月10日付け東管発第1779号により東京矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、文書5の不開示部分の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

上記一部不開示とされた箇所は、開示された同一の表題の文書の外の部分の表記によれば、「別紙 死刑確定者処遇規定」のうち、2条2項の「確定者の居室は、単独室とし、おおむね〇〇〇に1回居室を変更するものとする。」とある部分の〇〇〇の記載である。これは、その抹消された文字数が3文字と推測されること、及び前後の文脈から、「3ヶ月」とか「6ヶ月」など、数ヶ月単位で期間を示す記載がされていたものと思われる。

この記載部分を不開示とする理由について、前期通知書では、その理由を次の通りとしている。すなわち、「これらの情報を公にすることにより、内外部からの攻撃、逃走、身柄の奪取、規律違反行為等その他の異常事態をじゃっ起させ、又は不正行為をじゃっ起しようとする者が、これらの情報を利用し、効果的な方法等を考案するなどし、その発生の危険性を高めることが考えられるなど、被収容者の身柄の確保や施設警

備に支障を生じ、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。」

しかしながら、上記の指摘は、不開示部分の記載によって明らかになる事実が被収容者の居室を変更する期間についてだけであることとの関係で、具体的・現実的に予想し得る影響という観点を超えて、極めて抽象的な可能性を指摘するものであって、およそ不合理である。

上記不開示部分が開示されたとしても、被収容者の具体的な居室の場所や具体的な居室の変更の日時や警備体制などについてまでが明らかになる訳ではないから、「内外部からの攻撃、逃走、身柄の奪取、規律違反行為等その他の異常事態」などの発生の可能性とはおよそ無関係であって、上記不開示理由は、全く合理的な関連性のない、事象を羅列しただけのものにすぎず、不開示の理由となるものではない。

よって、上記不開示決定を速やかに取り消した上、文書の全部を開示するよう求める。

## (2) 意見書

諮問庁の理由説明書によれば、居室の変更の「頻度に関する情報を開示すれば、被収容者が居室変更の時期や場所を推認することができ、対抗措置を取ることが容易になる結果、被収容者の逃走、暴行又は自殺等の異常事態をじゃっ起させ、またはその発生の危険性を高めるおそれ」があると主張している。

しかしながら、居室変更の頻度は、それが予め数ヶ月程度を目処にすることが定められているのであれば（この事実は、すでに開示済みの文書自体に明らかである）、被収容者自身は、過去の自分自身の居室変更の事実自体から、ある程度の幅をもちつつも、次の居室変更の時期を予測することは当然に可能である。全くのアトランダムに、任意の時期に適当に居室を変更するのではない限り、被収容者が次の居室変更の時期を全く予測不可能であることなどは想定し得ない。

また、諮問庁は、居室変更の時期を予測することで「対抗措置」を取ることが可能であるとも主張するが、「対抗措置」の具体的な内容が不明である。むしろ、居室変更に対する「対抗措置」など容易に想定し得ず、まったく根拠がない。居室の変更は、被収容者に任意に居室を移るように指示をして実行されるのが通例ではあるが、相手方が指示に応じない場合には、職員が被収容者を居室から実力をもって排除した上、居室内の物品の全部を移転先居室に移動させるという実力行使によって実行されることになるから、これに対する「対抗措置」とは、せいぜい、被収容者が任意に従わず、物理的に抵抗することしか考えられないが、それとて、職員多数が制圧することで容易に排除可能であって、効果的な「対抗措置」など想定し得ないことは自明である。

さらに、諮問庁は居室変更の頻度を開示することで、被収容者が居室変更の場所を特定できるとも主張するが、これも想定し得ない。移転先の居室は施設内の任意の空き居室を指定できるのであって、現下の収容率（概ね、6、7割程度と推測される）を前提とする限り、そのいずれの場所になるか、予め想定できるわけがない。

諮問庁は、以上のありもしない前提事実を組み合わせた上で、「逃走、暴行又は自殺等の異常事態」をじゃっ起する可能性がある」と主張するのであるが、次の居室変更の時期が分かったところで、どうして、その事実から「逃走、暴行又は自殺等」を企図するという具体的な危険性が導かれるのか、およそ理解不能である。被収容者であれば、一定の頻度で居室が変更されることは周知の事実である以上、次の居室変更の時期が分かったところで、居室内に不正工作の違反物品等があればそれを処分するなどの準備を行うことは想定できても、居室を移ることから「逃走」の意思・意欲が喚起されるということは想像さえできないし、ましてや「暴行」や「自殺」の意思・意欲が喚起・醸成されるなどということも到底あり得ず、その主張は根拠のない妄想が過ぎるといわざるを得ない。

以上、要するに、諮問庁の主張する理由は、請求人の本件審査請求を拒絶する合理的な根拠・理由となるものではなく、本件審査請求は速やかに認められるべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、行政文書開示請求書により開示請求した、特定刑事施設A及びBにおける
  - (1) 被収容者にかかる物品の貸与、支給及び自弁に関する細則
  - (2) 差入の物品に関する細則
  - (3) 被収容者の物品の房内所持、領置に関する細則
  - (4) その他、被収容者に対する差入れ、房内所持、領置に関する基準を定めた文書の全部

について、処分庁は、別紙の3に掲げる77文書（以下「本件特定文書」という。）を特定し、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用した上で、平成28年5月10日付け行政文書開示決定通知書をもって、本件特定文書のうちの相当の部分として、文書1ないし8について、その一部を不開示とする決定を行ったものに対するものであり、審査請求人は、当該決定のうち、文書5（以下、第3においては「本件文書」という。）に係る一部不開示決定（以下、第3においては「本件決定」という。）の取消しを求めるとともに、本件文書の全部を開示するとの決定を求めていることから、以下、審査請求人が開示を求める部分の不開示情報該当性に

ついて検討する。

## 2 不開示情報該当性について

本件文書では、特定刑事施設における、死刑確定者の居室変更の頻度について不開示とされている。

居室の変更は、被収容者が逃走、暴行又は自殺等のために用いる物品や禁制品を密かに持ち込んだり、制作するなどして所持すること、居室に細工を行うこと等を未然に防止することを目的とするものであり、刑事施設における規律及び秩序を維持しつつ、被収容者の収容を確保するという収容施設設置の目的そのものを全うするために行われるものである。その頻度に関する情報を開示すれば、被収容者が居室変更の時期や場所を推認することができ、対抗措置を採ることが容易になる結果、被収容者の逃走、暴行又は自殺等の異常事態をじゃっ起させ、又はその発生の危険性を高めるおそれがあり、法5条4号に該当するものと認められるほか、このような事態の発生を未然に防止するため、刑事施設における、被収容者の収容居室及び戒護職員の勤務態勢の頻繁な変更を余儀なくされるなど、被収容者の収容を確保するという刑事施設における事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあり、同条6号に該当するものと認められる。

したがって、死刑確定者の居室変更の頻度については、これが開示されると、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号に該当するものと認められるほか、このような事態の発生を未然に防止するため、刑事施設における、被収容者の収容居室及び戒護職員の勤務態勢の頻繁な変更を余儀なくされるなど、被収容者の収容を確保するという刑事施設における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、同条6号に該当するものと認められる。

## 3 以上のとおり、本件決定は、妥当である。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年8月25日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年9月6日     | 審議            |
| ④ 同月26日      | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ 同月27日      | 本件対象文書の見分及び審議 |

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙の2に掲げる文書の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙の3に掲げる77文書（本件特定文書）を特定した上で、法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用し、当該文書のうちの相当の部分として、別紙の1に掲げる文書1ないし8（本件対象文

書)について、その一部を法5条4号及び6号に該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書5の不開示部分(以下「本件不開示部分」という。)の開示を求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件不開示部分には、死刑確定者の居室変更の頻度に関する情報が記載されており、これを公にした場合、被収容者が居室の変更時期や場所を推認できることとなり、対抗措置を採ることが容易になる結果、死刑確定者の逃走又は自殺等の異常事態をじゃっ起させ、又はその発生の危険性を高めるおそれがあり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるため、法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

## 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は同条4号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一, 委員 池田陽子, 委員 下井康史

## 別紙

### 1 本件対象文書

- 文書1 特定年月日付け総務部長・処遇部長指示第3号「接見等禁止決定を受けている者に対する当所指定差入業者からの差入について」（特定刑事施設A）
- 文書2 特定年月日付け処遇首席指示第52号「被収容者の筆記具の貸与について」（特定刑事施設A）
- 文書3 特定年月日付け首席・課長指示第2号「被収容者の眼鏡購入に係る手続きについて」（特定刑事施設A）
- 文書4 特定年月日付け処遇首席・会計課長指示第1号「レターパックの取扱い要領について」（特定刑事施設A）
- 文書5 特定年月日付け達示第5号「達示「死刑確定者処遇規程の制定について」の一部改正について」（特定刑事施設A）
- 文書6 特定年月日付け指示第8号「歯磨き粉（チューブ）の支給方法について」（特定刑事施設B）
- 文書7 特定年月日付け指示第12号「マスクの使用等について」（特定刑事施設B）
- 文書8 特定年月日付け達示第18号「達示の一部改正について」（特定刑事施設B）

### 2 本件開示請求において開示が求められた文書

特定刑事施設A及びBにおける

- (1) 被収容者にかかる物品の貸与，支給及び自弁に関する細則
- (2) 差入の物品に関する細則
- (3) 被収容者の物品の房内所持，領置に関する細則
- (4) その他，被収容者に対する差入れ，房内所持，領置に関する基準を定めた文書の全部

### 3 処分庁が特定した文書（本件特定文書）

- (1) 特定年月日付け総務部長・処遇部長指示第3号「接見等禁止決定を受けている者に対する当所指定差入業者からの差入について」（特定刑事施設A）
- (2) 特定年月日付け処遇首席指示第52号「被収容者の筆記具の貸与について」（特定刑事施設A）
- (3) 特定年月日付け所長指示第4号「受刑者の自弁物品等の購入に係る作業報奨金の使用について」（特定刑事施設A）
- (4) 特定年月日付け所長指示第69号「受刑者以外の被収容者の自弁物品の

- 購入・差入れに係る取扱い等について」（特定刑事施設A）
- (5) 特定年月日付け総務部長・処遇部長指示第2号「死刑確定者に対する差入れの取扱いについて」（特定刑事施設A）
  - (6) 特定年月日付け所長指示第84号「特定年月日付け当職指示第69号「受刑者以外の被収容者の自弁物品の購入・差入れに係る取扱い等について」の一部改正について」（特定刑事施設A）
  - (7) 特定年月日付け首席・課長指示第2号「被収容者の眼鏡購入に係る手続きについて」（特定刑事施設A）
  - (8) 特定年月日付け処遇首席・会計課長指示第1号「レターパックの取扱い要領について」（特定刑事施設A）
  - (9) 特定年月日付け達示第5号「達示「死刑確定者処遇規程の制定について」の一部改正について」（特定刑事施設A）
  - (10) 特定年月日付け処遇首席指示・指導首席指示第2号「死刑確定者の暇活動の援助等に関する物品の貸与手続について」（特定刑事施設A）
  - (11) 特定年月日付け課長指示第2号「外部記憶媒体等の領置物の取扱いについて」（特定刑事施設A）
  - (12) 特定年月日付け課長指示第1号「電子記録媒体（SDカードやUSBメモリなど）の取扱いについて」（特定刑事施設A）
  - (13) 特定年月日付け達示第4号「「所内生活の心得」の制定について」（特定刑事施設A）
  - (14) 特定年月日付け会計課長指示第4号「領置物品に係る内容確認の励行について」（特定刑事施設A）
  - (15) 特定年月日付け所長指示第27号「特別領置品の保管管理方法について」（特定刑事施設A）
  - (16) 特定年月日付け会計課長指示第1号「特別領置品の取扱い及び処理方法について」（特定刑事施設A）
  - (17) 特定年月日付け達示第9号「「所内生活の心得（未決）」の制定について」の一部改正について」（特定刑事施設A）
  - (18) 特定年月日付け達示第10号「「所内生活の心得（既決）」の制定について」の一部改正について」（特定刑事施設A）
  - (19) 特定年月日付け総務部長・処遇部長指示第2号「「死刑確定者に対する差入れの取扱いについて」の一部改正について」（特定刑事施設A）
  - (20) 特定年月日付け所長指示第47号「被収容者に自弁を許す信仰上必要な物品（数珠・ロザリオ）及び補装具の取扱いについて」（特定刑事施設A）
  - (21) 特定年月日付け総務部長指示第3号「被害者等の所有に係る押収物が被収容者に還付された場合の事務処理手続について」（特定刑事施設A）

- (22) 特定年月日付け達示第33号「被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する実施細則」の制定について（特定刑事施設A）
- (23) 特定年月日付け達示第43号「被収容者等の金品の取扱いに関する細則」の制定について（特定刑事施設A）
- (24) 特定年月日付け所長指示第76号「物品が付属する電報の取扱いについて」（特定刑事施設A）
- (25) 特定年月日付け所長指示第78号「保管私物及び領置物の総量検査等の要領等について」（特定刑事施設A）
- (26) 特定年月日付け処遇首席・会計課長指示第3号「郵送等で差入れられた使用し、又は摂取できるもの以外の形状のバースデイカード等の取扱いについて」（特定刑事施設A）
- (27) 特定年月日付け達示第4号「被収容者の書籍、新聞紙等の閲覧に関する実施細則」の制定について（特定刑事施設A）
- (28) 特定年月日付け所長指示第5号「被収容者の書籍、新聞紙等の閲覧に関する実施細則」の運用について（特定刑事施設A）
- (29) 特定年月日付け所長指示第6号「被収容者の写真の取扱いについて」（特定刑事施設A）
- (30) 特定年月日付け処遇首席・指導首席指示第2号「死刑確定者に係る備付日刊通常新聞紙の閲覧について」（特定刑事施設A）
- (31) 特定年月日付け総務部長・処遇部長指示第1号「被収容者に対する信書以外の送致金品の取扱いについて」（特定刑事施設A）
- (32) 特定年月日付け処遇首席指示第29号「保管私物の総量検査について」（特定刑事施設A）
- (33) 特定年月日付け会計課長・処遇首席指示第1号「被収容者に送付された現金書留封筒の取扱いについて」（特定刑事施設A）
- (34) 特定年月日付け処遇首席指示第50号「受刑者等の衣類の引上げについて」（特定刑事施設A）
- (35) 特定年月日付け処遇首席指示第52号「受刑者等の衣類の貸与について」（特定刑事施設A）
- (36) 特定年月日付け処遇首席指示第54号「未決被収容者等の処遇変更（冬季処遇）について」（特定刑事施設A）
- (37) 特定年月日付け指示第8号「歯磨き粉（チューブ）の支給方法について」（特定刑事施設B）
- (38) 特定年月日付け指示第1号「自弁の書籍等の付録に関する取扱いについて」（特定刑事施設B）
- (39) 特定年月日付け指示第26号「女性被収容者用顔そりシェーバーの取扱いについて」（特定刑事施設B）
- (40) 特定年月日付け指示第7号「被収容者に貸与又は支給する日用品、筆



- 記具その他の物品の貸与要領について」（特定刑事施設B）
- (41) 特定年月日付け指示第12号「マスクの使用等について」（特定刑事施設B）
  - (42) 特定年月日付け指示第38号「タッパーポット等の漂白要領等について」（特定刑事施設B）
  - (43) 特定年月日付け指示第16号「受信同封物の取扱いについて」（特定刑事施設B）
  - (44) 特定年月日付け指示第18号「連名指示「被収容者に貸与又は支給する日用品，筆記具その他の物品の貸与要領について」の一部改正について」（特定刑事施設B）
  - (45) 特定年月日付け指示第5号「自弁物品の使用等について」（特定刑事施設B）
  - (46) 特定年月日付け指示第9号「書籍等の付録に関する取扱いについて」（特定刑事施設B）
  - (47) 特定年月日付け指示第39号「指示の一部改正について」（特定刑事施設B）
  - (48) 特定年月日付け指示第18号「特別購入の手続について」（特定刑事施設B）
  - (49) 特定年月日付け指示第49号「指示の一部改正について」（特定刑事施設B）
  - (50) 特定年月日付け指示第54号「差入れ物品等の検査について」（特定刑事施設B）
  - (51) 特定年月日付け指示第20号「被収容者に対する差入金品の交付手続について」（特定刑事施設B）
  - (52) 特定年月日付け指示第5号「保管私物の廃棄に係る適正処理について」（特定刑事施設B）
  - (53) 特定年月日付け指示第2号「「書籍等の付録に関する取扱いについて」の一部改正について」（特定刑事施設B）
  - (54) 特定年月日付け指示第12号「「被収容者の購入及び閲覧に係る新聞紙の指定について」の一部改正について」（特定刑事施設B）
  - (55) 特定年月日付け指示第31号「被収容者のノート使用要領等について」（特定刑事施設B）
  - (56) 特定年月日付け達示第2号「「被収容者に係る物品の貸与，支給及び自弁に関する実施細則」の制定について」の一部改正について」（特定刑事施設B）
  - (57) 特定年月日付け達示第4号「「被収容者に係る物品の貸与，支給及び自弁に関する実施細則」の制定について」の一部改正について」（特定刑事施設B）

- (58) 特定年月日付け指示第17号「被収容者の携有及び差入れされた名刺の取扱いについて」(特定刑事施設B)
- (59) 特定年月日付け指示第1号「被収容者の所有に係る携帯電話の取扱いについて」(特定刑事施設B)
- (60) 特定年月日付け指示第15号「レターパックの取扱いについて」(特定刑事施設B)
- (61) 特定年月日付け指示第64号「「被収容者の書籍, 新聞紙等の閲覧に関する実施細則の運用について」の一部改正について」(特定刑事施設B)
- (62) 特定年月日付け指示第68号「所長指示「領置物品等の適正な管理について」の一部改正について」(特定刑事施設B)
- (63) 特定年月日付け指示第22号「自弁寝具類の取扱い要領について」(特定刑事施設B)
- (64) 特定年月日付け指示第3号「針糸の取扱い要領について」(特定刑事施設B)
- (65) 特定年月日付け指示第4号「被収容者に対する貸与物品の取扱い要領について」(特定刑事施設B)
- (66) 特定年月日付け達示第10号「「被収容者の書籍, 新聞紙等の閲覧に関する実施細則」の制定について」の一部改正について」(特定刑事施設B)
- (67) 特定年月日付け達示第16号「「被収容者の宗教上の行為等実施細則の制定について」の一部改正について」(特定刑事施設B)
- (68) 特定年月日付け達示第18号「達示の一部改正について」(特定刑事施設B)
- (69) 特定年月日付け達示第2号「「特定刑事施設B被収容者等の領置金品等の取扱いに関する実施細則」の制定について」の一部改正について」(特定刑事施設B)
- (70) 特定年月日付け指示第38号「自弁物品及び差入物品について」(特定刑事施設B)
- (71) 特定年月日付け指示第6号「指示の改正について」(特定刑事施設B)
- (72) 特定年月日付け課長指示第1号「被収容者に係る電子記録媒体等の取扱いについて」(特定刑事施設B)
- (73) 特定年月日付け指示第41号「「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第46条第1項第5号に規定されている「釈放の際に必要と認められる物品」の範囲について」の一部改正について」(特定刑事施設B)
- (74) 特定年月日付け指示第39号「夏期処遇の終了に伴う処遇変更につい

- て」（特定刑事施設B）
- （75）特定年月日付け指示第41号「処遇の一部変更について」（特定刑事施設B）
- （76）特定年月日付け指示第51号「毛布の増貸与について」（特定刑事施設B）
- （77）特定年月日付け指示第5号「自弁物品及び差入物品について」の一部改正について」（特定刑事施設B）